議案第32号

米原市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

米原市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

農地耕作条件改善事業の実施に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

米原市営土地改良事業分担金徴収条例 (平成 17 年米原市条例第 127 号) の一部を次のように 改正する。

別表に次のように加える。

農地耕作条件改善事業		25.0%	
------------	--	-------	--

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

米原市営土地改良事業分担金徴収条例新旧対照表

改正後			現行			
米原市営土地改良事業分担金徴収条例		米原市営土地改良事業分担金徴収条例				
本則略			本則 略			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)		
事業名	事業内容	分担金の率	備考	事業名	事業内容	分担金の率 備考
略				略		
農業基盤整備促進事業		25.0%		農業基盤整備促進事業		25.0%
農地耕作条件改善事業		<u>25. 0%</u>				
付 則						
この条例は、平成29年4月1日から施行する。						